

文化審議会 第1期博物館部会（第3回）

令和2年1月17日

【島谷部会長】 それでは、定刻になりましたので、文化審議会博物館部会第3回を開催いたします。御多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、出光委員と古田委員が欠席となっております。また、栗原京都国立博物館副館長と可児美濃加茂市民ミュージアム館長に参加していただいております。

早速ですが、議事に入りたいと思います。本日の議事は、次第では博物館の振興に関する事項とありますが、大きく3点でございます。1点目は学芸員養成について、初めに文化庁からの報告を頂きまして、次に事例紹介として浜田委員及び高田委員から御報告を頂き、それらも参考として、皆様の意見を頂ければと考えております。2点目は、令和2年度文化庁予算等につきましてでございます。3点目は、文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議の検討状況につきまして、それぞれ文化庁から報告を頂く予定でございます。

それでは、まず、事務局から資料確認をお願いいたします。続けて、学芸員養成に係る制度について説明をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

【佐藤調整官】 先生方、おはようございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

初めに配付資料でございますけれども、前回ペーパーレスで実施させていただいたんですけれども、今回機器の都合で紙での配付ということになります。申し訳ございません。資料でございますけれども、表紙の議事次第の下のところに配付資料一覧ということで書かせていただいております。この後、御説明させていただく学芸員の養成制度についてまとめた資料。そして、資料2と資料3がそれぞれ浜田委員、高田委員から提出いただいている資料でございます。また資料4と5についても、後ほど御説明させていただきますけれども、博物館関連の令和2年度の予算案、それと文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進についてのまとめということで配付させていただいております。また、最後に参考ということで一番後ろに付けさせていただいております。

最後のページを少し見ていただきますと、そこがございますとおり、1月25日土曜日でございますけれども、大阪の方で日本ミュージアム・マネジメント学会25周年記念事業

フォーラムということで「博物館のより良き明日はどうつくる？」というテーマで行うことになっておりまして、文化庁の方からは榎本課長が講演、そしてディスカッションは関係の方々とやらせていただくことになっておりますので、よろしければまた御参加いただければということで紹介させていただきます。

それでは、初めに資料1の学芸員養成制度の関係について御説明させていただきます。資料の方、1枚めくっていただくと座席表でございまして、もう1枚めくっていただけますでしょうか。初めに、横書きのもので、少し見づらくて申し訳ございません。まず初めに付けておりますのが、大学における学芸員資格取得に関する単位及び試験科目についてのこれまでの変遷についてまとめさせていただいたものでございます。資料の作りといたしましては、昭和30年からということにさせていただいておりますが、この後、浜田先生からの御発表の中でもまた御説明があると思えますけれども、これ以前は人文科学学芸員、そして自然科学学芸員という種別がございましたので、ここにあります5科目10単位に加えて、それぞれ人文科学又は自然科学に関する専門科目の単位の履修が必要となつてございました。また、これ以前は学芸員の資格付与講習によって学芸員資格を取得できるという制度がございましたけれども、昭和30年からは、ここに記載のとおり形になってございます。その後40年以上この形で進みまして、平成9年から施行規則が改正されまして、ここにございます8科目12単位となったところでございます。更に現在は、右の方に新科目とありますけれども、平成24年4月1日からは、ここに記載の9科目19単位についての履修を必要とするという制度になっているところでございます。

1枚めくっていただきまして、次のページが学芸員の資格取得の流れについてまとめさせていただいたものでございます。博物館法第5条に学芸員の資格取得についての規定がございまして、まず、左の方でございまして、こちらにつきましては、大学で、先ほど申し上げました学芸員養成の所定の科目を履修するコースとなっております。まず、前提として大学に2年以上在学し、62単位以上修得することが必要としておりまして、その上で所定の学芸員養成課程を修得する。その上で、2パターンございまして、学士の学位を取得することによって学芸員資格を取得するパターン、そして学士の学位を未取得の方でありましても、学芸員補あるいはそこにございます社会教育主事、司書等の勤務経験3年以上ということで資格が取得できるコースがございまして。

また、博物館法第5条第1項第3号で、その右にございまして、省令で定めるところによりまして、文科大臣が同等の学力及び経験を有すると認められた者について認定する

コースがございます。大きくは資格認定ということと呼んでおりますけれども、その中で2つありまして、まず、左側の方、施行規則第5条については、そこに記載のような方々が試験を受けていただくということで、その試験を合格した上で、また学芸員補などとしての勤務経験を1年以上していただく。その上で文科大臣が認定するというコースがございます。こちらの試験認定でございますけれども、そこにありますとおり、平成30年度で合格者が52名となっております。そして資格認定のもう一つパターンとして、審査認定というものがございます。これにつきましては、そこに施行規則第9条ということで掲げているような方々が、博物館に関する著書あるいは論文等を提出して、それによって審査を受けるというコースもございます。こちらの合格者は、そこがございますとおり平成30年度で22名となっております。

続いて、通し番号で3ページに行っていただきますと、学芸員養成大学数の推移についてまとめさせていただいたものでございます。こちらの資料でございますけれども、出典、文部科学省・文化庁調べとなっておりますけれども、文科省、今、文化庁の方に所管が移っておりますけれども、大学に対しまして任意で協力を求めているものでございますので、必ずしも100%網羅されているものではございませんけれども、概数をつかむ上では参考になるところかと思っております。新科目となりました平成24年度以降の推移について、そこにまとめさせていただいております。ここがございます中で変更というのは、廃止まで至らない科目変更についてのものがございます。それを見ていただきますと、新科目になりまして298というところから始まって、平成31年4月1日現在では、下にありますとおり、4年制大学296校、短期大学8校ということで把握しているところでございます。なお、資料にございませんけれども、新科目になる前の開設大学数ということで参考で申し上げますと、平成20年現在の数字で、これは文科省調べでございますけれども、317となっております。内訳としては4年制大学が300、そして短期大学が17でございましたので、新科目になりまして短期大学を中心に少し数が減っているという状況になっておりまして、その後は大体横ばいの状態が続いているところかと思っております。

続きまして、もう1枚めくっていただきまして、次が博物館専門人材への研修につきまして、概要をまとめさせていただいたものでございます。大きく左側の方は、学芸員を中心として若手、中堅の方にこういった内容の研修をやっているところでございまして、まず、博物館学芸員の専門講座については、主に中堅の学芸員を対象として、指導的立場となっておいただくための研修を行っているところでございます。また、次の在外派遣につき

ましては、令和2年度の予算案のところでは伸ばしているところがございますけれども、諸外国の博物館等に派遣して先進的な展示等を経験して活かしていただくものでございます。また、下のところはミュージアム・エデュケーション研修ということで、教育普及を担当する職員の方々向けの研修になっております。また、これと同時に管理職向けということで書かせていただいておりますけれども、まず、新任館長に対して博物館長研修を実施しております。また、その下のミュージアム・マネジメント研修でございますけれども、これは事務系、学芸系問わず、広く管理職全般を対象としたものでございまして、管理職研修と比べると、より実践的な内容、ワークショップ等を取り入れてやっておるということで、例えば広報戦略あるいは外国人対応とか、そういう実践的な取組について研修しているところがございます。これは一例でございまして、ここに挙げているもの以外にも、例えば、文化庁の方で防災対策の研修など個別分野の研修もいろいろ実施しておりますし、また、独立行政法人では、例えば国立文化財機構で保存担当学芸員研修を行っていただいたり、また国立美術館では、公私立美術館の学芸員を対象としたキュレーター研修といったことをいろいろやらせていただいているところがございます。

続きまして、その次のページでございます。令和2年度の博物館の機能強化に関する調査についてということで、これは前回の部会の最後に少し駆け足で紹介させていただいたものでございますけれども、本年度、約1,000万円予算がついておりまして、こういった中身の調査研究を行っているものでございます。中身は、そこにあります、3本大きく立っておりまして、一つが学芸員養成課程を開設する大学に対するアンケート調査を実施しております。ちなみに、次ページにそのアンケートの調査項目一覧を載せておりますので、また後で御参考に御覧いただければと思います。戻っていただきまして、2点目は、特に学芸員養成の関係で、学芸員に求められる資質、能力と現行の制度のギャップを把握する。そして3番目が、それ以外の諸課題について有識者ヒアリングを実施するというところで、これは今年度中に報告書をまとめていただきまして、新年度に入りましてこの博物館部会でも結果について報告させていただき、今後の議論の糧にさせていただくということで実施しているものでございます。

なお、ちなみに、一番下のところに令和2年度調査（予定）ということで、令和2年度予算案の中でも引き続き調査経費について確保させていただいております。ここにたたき台ということで博物館支援事業の波及効果の検証ということで、例えば教育、福祉、まちづくり、観光、経済等にどういった波及効果があったかということ、また、今年度実施し

ております 2019 年度の調査の諸課題の深掘りということで、有識者ヒアリングやアンケート調査の結果、見えてきました課題について更に深掘りをしていくことが考えられるかなということで、例えば博物館評価の関係であるとか、学芸員の資質向上関係、博物館マネジメントの管理運営等を想定しておるところでございます。このあたりにつきましても、後の意見交換の中で委員の方々から積極的にこういった事項について調査すべきではないかということも含めて御意見を頂ければ有り難いと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。簡潔に説明していただいて感謝いたします。

それでは、次に学芸員養成の実態につきましてヒアリングを行いたいと思います。まず、浜田委員から学芸員養成の現状と課題についてお話を頂きたいと思います。時間の都合上、15分ぐらいをめぐりにお願いいたします。

【浜田部会長代理】 桜美林大学で博物館学を担当しております浜田です。今日は時間も限られておりますが、「博物館学芸員養成の現状と課題」ということで、まず、博物館法と学芸員制度が日本ではどのように展開されてきたか。そして、我々が 2015 年度から 2017 年度にかけて、博物館学芸員課程の現状に関する科研費の助成事業で調査を進めてまいりましたが、その成果報告。更に後半で、学芸員資格と専門性の近年の論議と、それに基づく私なりの学芸業務の現実とその高度化の問題をどう考えるかということを少し御紹介したいと思っております。

では、まず資料の 8 ページから御覧いただきたいと思いますが、日本では、御存じのように、学芸員という制度は戦後スタートしております。ただ、ここに挙げたとおり、『博物館研究』のバックナンバー等を追ってまいりますと、昭和 10 年に日本博物館協会で博物館事業促進のための博物館令の制定について提言をしております。その翌年には、専門職養成のための博物館令の制定ということをやっております。ただ、この後、戦争の時代に入りますので、これは中断ということになります。

戦後、改めまして、発端は棚橋源太郎の昭和 25 年、博物館動植物園法の立案というのが、現在につながる博物館法の前提になっているのかなと思います。周知のとおり、昭和 26 年 12 月に博物館法が公布されまして、この中で学芸員の制度が記述されるようになりました。それを受けまして、その翌年、昭和 27 年 1 月に日博協では博物館法の施行に伴う学芸員の講習、博物館の基準等に関する意見書を文部省に提出しております。その後、続いて同年 4 月に学芸員の職務内容基準の検討を行っています。恐らくこれらの内容を受け

た上で、昭和 27 年 5 月に博物館法施行規則が公布されたものと考えられます。先ほどお話をありましたように、この時点では人文科学学芸員と自然科学学芸員という区分がございました。ただ、これは、その後、昭和 30 年に廃止ということになります。

まず、当時 1 番の課題が、学芸員を現場にどう配置するか。これには早急な手続が必要ということで、昭和 26 年、文部省から「学芸員講習実施要項」が告示されます。さらに、この告示を受けまして、日博協では学芸員を研究職として扱う陳情書を当時の地方自治庁長官に提出しております。この告示の夏、7 月から 8 月にかけて、国内で初めて東京藝大を会場に学芸員講習会が開催され、このときは 65 名の受講が記録されております。この受講記録を基に、翌年の春、文部省で『学芸員講習講義要綱』という、手書きなんです、冊子を刊行しております。翌 28 年からは関西にも会場が設けられまして、関東では藝大、関西では大阪大と神戸大で講習会が開催されております。

この時期、大学に学芸員課程を設置する動きもございまして、その第一歩となりましたのが立教大学になります。当時、民俗学が専門の宮本馨太郎が講座を担当されて、昭和 27 年後期の学期からスタートしております。このときの博物館学 4 単位の内容を見ると、概論、資料収集保管法、資料分類目録法、資料展示法という項目がうたわれております。続いて、早い時期では早稲田大学、大阪市大、東京大学、同志社大学等で課程が設置されております。先ほど出ましたけれども、昭和 30 年に博物館法の改正案が提示されて、同年 7 月に博物館法が改正されます。このときに学芸員資格が一本化されて、講習制度も廃止され、以後、多くは各学芸員課程で学芸員を養成するという形に進んでいきます。そのときの基本テキストとなりましたのが、昭和 31 年、日博協から刊行されました『博物館学入門』ということになります。この中で「総論」が、約半数を占めておりますが、そこが、私の恩師である鶴田総一郎が担当し、これが現在の日本の博物館学の講義の基本になっているのかなと考えております。

その後、41 年ぶりに平成 8 年、施行規則が改正されまして、博物館学の単位が増えたのは、先ほどの御報告のとおりで、このとき、併せまして社会教育概論が生涯学習概論と名称が変わっております。さらに、平成 21 年規則が改正されて、3 年の猶予を持って平成 24 年から現在の科目に改定されたという流れになります。

さて、学芸員課程の現状ですが、2015 年から 2017 年にかけて、東海大学の江水先生を研究代表者といたしまして、あと、桜美林の浜田と当時の文教大学、現在は明治大学にお勤めの井上先生と 3 名で、「博物館学芸員課程における学びの特徴と現代社会に対応

した学芸員養成教育に関する研究」という科研を進めてまいりました。その概要を、以下、お知らせしたいと思います。

まず調べたのは各大学のホームページで、学芸員課程の紹介があった大学は 286 校でした。博物館学関係科目を担当する教員は、全国で延べ約 2,100 名いることが確認されています。これをもとに、学生、担当教員、実習館園に分けてアンケート調査を行っております。

まず、学生はいつ学芸員の存在を知ったかということですが、13 ページにありますように、意外と多いのは高校時代ということで約半数、それから、大学に入ってからというもの約 3 割いることが分かりました。高校、大学で資格を知って、なぜ学生たちは学芸員資格を取るのかというと、その多くが、私の教えている学生もそうなのですが、単に博物館に興味、関心があるから取ってみたというのが、実は半数を占めているという結果が出ております。その中で、博物館で仕事をしてみたいという学生については 2 割弱という結果になっております。そのほか、就職に有利というのも 8%を占めておりました。

当然学芸員になるには実習を受けなければいけないんですが、その実習経験が就職活動や進路にどのような影響を与えたかというアンケートもとりまして、まず、トップに出ましたのは、約 3 割なのですが、自分の頭で考えて動くようになった。それから、それとほぼ同等の割合で、博物館への就職意欲が湧いてきたということです。博物館への興味、関心の向上とともに、自分で動くということを体験できたという意味では、実習の意義は学生にとってはあるのかなと思います。

さて次に、学芸員課程を担当する教員の所属を 16 ページで紹介しましたが、やはり学芸員課程が史学科に属する大学が多いことが明瞭で、36%が史学科所属教員ということになりました。全体では約半数が、人文系の学部、学科に所属するという結果が出ております。担当教員の専門研究分野ですが、自己申告では博物館学、文化財科学がトップで 36%になっておりますが、同数で史学も出ておまして、やはり歴史系、それからあとは芸術学が 10%というのが、印象としては多かったと考えております。

次に 18 ページですが、これは 42 名の回答の中からということになりますが、現場で学芸員課程を担当している教員にもかかわらず、学芸員資格が不要だという方が実は 1 割を占める 4 名いらっしゃいました。その理由はここに挙げたとおりですが、学芸員の実務は就職してからで十分だという方がいらっしゃいました。現在の養成教育では、各専門については unnecessary 内容も含まれているからとか、実際の採用状況を見ると、たまたま専門実

績が館の採用条件と合ったから、あるいは現状のままの養成教育だったら不要だというのが、この1割の方の御意見ということになります。

更にそれ以外でも、担当教員が博物館にどんな課題を抱えているかということでは、ここに挙げた様々な課題が出てきました。今回の論議の対象にもなりますが、博物館の定義がやはり不明確である、あるいは法的区分の相当、登録、類似施設という区分に意味がなくなっているのではないかと。それから、公立博物館の設置基準がなくなってしまった等が出されております。そのほか、あとは学芸員の非正規の問題でしょうか。特に指定管理者化の問題を挙げている先生も複数いらっしゃいました。

次に20ページですが、実習を受け入れる館園の実態です。これを見て、驚いたのですが、現場で何人ぐらいの学芸員がいる博物館で実習生を受け入れてくれているかということ、実は3名以下という博物館が過半数を占めているという結果になりました。しかも、実習を指導する職員数を問うと、3分の1はたった1名で指導している。残りの3分の1は2〜3名ということで、6割以上の館園では1人から2人、あるいは3人で実習生の面倒を見ている実態が浮かび上がりました。

更に次のページですが、実は実習指導をしているにもかかわらず、資格なしで指導している人が1割存在するということが確認されました。それから、現場の学芸員の意見として、学芸員の資格が必要だという方はもちろん84%を占めるわけですが、それでも不要だという方が15%いらっしゃいました。特に動物園とか水族館の方は、不要と考えている方が多いのかもしれない。

さて、そういうことを基に、次に、学芸員資格の専門性のこれまでの論議を少し振り返ってみたいと思うんですが、資格を取った学生のうち、博物館現場に就職するのは文科省の調べでは0.6%という数字が出ております。我々がアンケートを行なった結果では、民間企業に60%、そのうちの4%が展示系の会社ということが確認されました。それから、本気で学芸員になることを目指して14%が大学院に、11%が公務員になっています。学部卒であっても、5%が博物館系の職場に就いていることも分かりました。現状で、学芸員採用に当たって何が重視されるかということ、やはり考古学や日本史学や民俗学の場合、モノに関係する、考古学であれば発掘の技術、日本史であれば古文書が読めること、あるいは民俗学であれば民具が扱えるというようなことが重視され、更に近年では実務経験も加算されて採用試験が行われている実態があります。それから、特に自然関係の館園が多いんですが、学芸員資格よりも修士号とか博士号が重視されて採用に至っているということもあり

ます。ここで、私が個人的に課題と考えているのは、教員とか医師は資格無しでは絶対に現場に立つことができなくて、これは免許制ということだからと思いますが、その点、学芸員は資格制度ですので、資格は後からでもいいやということで、取りあえず博士号を持っている人を採用するという実態があるということです。

次に 24 ページ、前回の論議でどんなことが論点になったかということですが、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の中で、まず第一次報告書では学芸員養成科目の見直し、これにより現行の科目変更がありました。それから、実務経験の重視ということで、当時はインターンシップ制度等も提言されたかなと思います。さらに、学芸員資格の階層化ということで、これは朝日新聞でも話題になりましたが、学芸員と上級学芸員という制度の提案です。現行学芸員の格下げが話題になったところです。それから、大学院での養成検討も行われましたが、実際これについては途中の論議で終わっております。平成 21 年の第二次報告書の中では、学部教育を優先して進めるということになりまして、しかし、それでも、学芸員の入り口としてのスキルを身に付けるような養成制度にしようということで結論に達しております。

そのような結果を受けまして、その後、私が考えているところですが、実際の博物館の学芸員の現場の様子と高度化論議のミスマッチがあるのではないかということです。現在、博物館現場では二分化が進んでいるかなと私は考えておりまして、一つは大規模博物館と小規模博物館の違いということになります。大規模博物館、特に県立、政令市クラスの館園では、学術研究能力とか専門性がかなり重視され、そういう館園では修士号、博士号の保有者が優先されて採用される傾向が強いと思われまます。その一方で、地方の小さな市町村立博物館においては、逆に専門性は高くなくてもいいから、何でも広い分野をカバーできて、いかなる仕事もこなせる人材が欲しいということで、中には大学院修了者を、逆に敬遠する館園もあつたりするのが実態です。しかし、両者に共通して言えることとして、対市民の活動が博物館で行われるということを見ると、やはり市民とコミュニケーションのとれる人材等の育成が重要なことということです。

次に 26 ページですが、これまでの 21 世紀になってからの論議として、文科省、日博協、日本学術会議等の報告等を見ますと、やはり専門の強化ということで、大学院での教育が叫ばれているところが強いのかなという感じを受けております。いずれにしても、共通要素というところに書きましたが、人間性や社会性、あるいはモノの研究ができる素養は学芸員には必要なのかなと考えております。

そこで、さて最後に、私が考える日本型学芸員制度への私案ということになりますが、学部教育は必要と思っていますが、大学院での教育も今後恐らく必要であろうと思います。これまでの論議では、大学院修了者を上級学芸員、学部卒を学芸員としておりますが、そういった名称も考えられますし、それから、短大卒の資格取得者は、これまでは論外でしたが、これも私は必要かなと思っています。私案では、大学院修了者に一種学芸員、学部修了者に二種学芸員、短大修了者に三種学芸員という資格を付与しまして、従事できる業務が、一種学芸員は中央館業務を中心に、二種学芸員は地域館業務を中心に、三種の学芸員、短大卒の方には案内、解説業務等に従事してもらうという考えはいかがかと考えているところです。

最後になりますが、実は昨年暮れに、公文書館に認証アーキビスト制度を設置することが話題になりました。ここでは2019年12月22日付の神奈川新聞の資料を添付させていただきましたが、この認証制度を参考に、今後も、学芸員においても再教育の中で、例えば教職大学院のような、学芸員のための専門職大学院を設置するとか、あるいは国立文化財機構や国立美術館機構等が中心になって、実務重視の形で「認証学芸員」制度のようなものを公文書館に見習って設置するのも一方策かなと考えているところです。

少し時間オーバーしたかもしれませんが、以上が私の考える、これまでの学芸員養成と今後の課題ということになります。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。今までの教育実態に即して、浜田先生の個人的な御意見も加えていただきましたので、後でまた検討の材料にしたいと思います。

続きまして、高田委員から博物館実習や養成課程の現場の課題や提案など、お話をお願いいたします。

【高田委員】 海と博物館研究所の高田です。

私の方からの資料は、大きく3部構成になっておりまして、それぞれ私の実際の経験を語った方がいいだろうということで、最初は私が学芸員養成課程に関するワーキンググループの委員を拝命して取り組んだ博物館実習ガイドラインの冊子（冊子はこれが手持ちのものですけれども）を作ったときの経験談をまず先に、次は、私が福岡の水族館に30年間勤務しておりまして、そのときに博物館実習生を受け入れたときの経験談を2部目、それから3番目は、水族館を退職した後に大学の教員になり、大学の教員の立場で学芸員養成課程の学生を指導してきました。これら大きく3つの立場から少し経験談を語らせていた

だけたらと思ひ資料を用意しております。資料は非常にたくさんありますので、要点をかつまんて進めさせていただきます。

まず 29 ページ目ですが、博物館実習ガイドラインを作ることになったときに、博物館に向けて学生を実習に出す側の大学、受入れ側の博物館に対しても、最初はマニュアルがなかったため、マニュアル作りをしようということで始まったわけです。しかしマニュアルという表現では、制約や縛りになるという意見もあり、最終的にガイドラインという表現になって、「これを目標にしましょう」という非常に緩い形での冊子になっていています。これは、これまで大学と博物館の連携、協力が十分今までできていなく、どういふ実習をしてほしいということが大学からも示されてなく、博物館側からも大学に実習受入れの内容が示されていないこと、さらに、受け入れる側の博物館が非常に大きな負担を感じているところが多いので、目安となるものを示す必要があるだろうということでガイドラインが作られています。

30 ページ目に行きまして、博物館実習そのものが 3 単位相当の科目であることを博物館自身が知らないこともあって、十分大学側が博物館に説明が行き渡っていないところが実態でした。それが 30 ページです。

31 ページに行きます。大学では広範囲にわたる専門的なことを学んではきていますが、それを現場で実際確認しながら資料を取り扱うこと、それから利用者の対応、大学には博物館の利用者がいませんので、博物館実習の大きな 1 つは、入館者に対応する力、経験を付けるというところを狙った内容にしてほしいことが挙げられていました。それから、かといふ博物館側の実習の課題として、受入れ体制が十分でない、何十人も学生が押し寄せても現場が対応できないという問題だとか、大学側が結構丸投げで、学生を預けてただ 10 日間や 1 週間、仕事の手伝いを頼むぐらいの感じで依頼し、大学でこれまで何を学んできたか、実習でどういふ力を付けてほしいという要望が大学から示されていないこと、それらのこともあり、博物館側も大学の期待に応えることがなかなかできないという実情がありました。

32 ページに参ります。博物館側は、学内実習と館園実習の 2 つに分けられていることすら知らないというところがあって、館園実習でどういふ力を付けたらいいのか、何をさせたらいいのかということが十分大学から語られておらず、伝えられていない中で受けているところです。ただ、博物館側はやはり入館者がいるというところを一番意識して力を付けてほしいということで、マル 4 の来館者対応等、実務の一端を担うというところを一

番念頭において指導していこうというところを書いています。

33 は飛ばさせていただきます。

34 ページです。博物館の評価の視点はたくさんあると思いますが、先ほど浜田先生からも大規模博物館、小規模博物館と分けられておられましたけれども、大規模と小規模館で施設、入館者、コレクションの数、組織や活動そのものに大きな差があって、上を見れば切りがないし、下の方はわずかな人数で細々とやっているということで、大規模館の実習と小規模館の実習で指導することの内容が違っていたり、わずか 10 日間ぐらいの実習でやれることの限界があるだろうと考えていました。それで、博物館実習で、先ほど言ったように、学芸員が誰のために働いているのかという意識を付けるための実習内容を組んだ方がいいというところでマニュアル作りを進めていきました。

その後に園館ごとにプログラム例を付けています。それぞれの園館 10 日間で構成していますけれども、最初 2 週間バージョンで作ったんですね。10 日ではなくて 2 週間ぐらい必要だろうと。そうすると、博物館の現場から 2 週間も無理だ、受け入れできないと言われて、それで 10 日間バージョンに変更して修正したものがガイドラインの中に付いています。この場合でも、10 日も受け入れないといけないのかと言われて、館によっては 1 週間が限界だと言われるところもあって、何らかのプログラムの例を 10 日間バージョンで示しておこうということで付けたのがこれです。

37 ページです。実習生の心得というところで、学芸員実習でどういったところに注意しないといけないかということを実習生にいろいろと細かな注意事項を示しながら、実習生に対しては実習期間中に心得ておくことについて説明を加えている状況です。

次、38 ページに参ります。これは私が福岡の水族館で博物館実習生を受け入れたときの事例の一つを示していますが、博物館実習に来る学生は非常に多様であるという話です。学生は水族館に実習に来ていますが、実はいろんな大学から受け入れています。水族館の実習は、生物系、理系、海洋系、水産系、農学系とか獣医師系などの大学からだけを受け入れているわけではなくて、非常に多様な大学から実習の申請が多いのです。

41 ページに飛びますが、福岡の水族館の場合には九州産業大学のデザイン科、福岡大学の地質や生物、九大の生物、水産、農学、福岡教育大学の教育系と、いろんな学生が一堂に、多様な学生がやってくるわけです。多様な学生が一堂に会して 10 日間から 2 週間一緒に実習を過ごすわけですがけれども、わずか 10 日間で、多様な興味、関心とか、その学生にどう対応してプログラムを作ったらいいかということをも悩んでいたわけです。

42 ページになりますけれども、その 10 日間は大きく 5 つの博物館実習の内容になっています。講義した後に館内の見学をし、それから、3, 4, 5 は特別展の企画を学生にしてもらいますが、デザイン系の学生と理系の学生と教育系の学生が一緒にいることを逆に利用して、理系の学生が科学的な情報を提供して、デザイン系の学生がその情報をデザインでイメージを絵にして、教育系の学生がその情報を、その内容では高学年に無理とか、低学年に無理とか言いつつ、一緒にこの 3 つの理系、デザイン系、教育系の学生が共に影響し合いながら特別展の企画をするという実習をさせていった事例です。こうすると、学芸員にはいろんなスキルが要るんだということを、ほかの大学の学生を通して学生自身がお互いに学び合うという実習が可能になったということです。

博物館実習では、大学で習ったいろいろな科目のことを実際現場で確認していくというのが博物館実習になってきますので、特に特別展の企画というところについては、展示論とか教育論とか情報メディア論とかいった部分について確認していく場としてやれたらなということでした。

次、44 ページから 45, 46 に分けて絵が載っていますけれども、これは実はデザイン系の学生を受け入れたときにその学生が描いてくれた絵です。館内の解説板にデザイン系の学生がこういう絵を描いてくれて、こういう絵を描くスキルがあると非常に館内の解説が面白く、楽しく、分かりやすくなるということを学生自身でお互いに気づくというか、博物館の学芸員にデザインの能力が必要だということが、学生自身の学び合いで理解できるということで、学生が描いてくれた絵を参考に付けています。私、この学生が水族館の職員に欲しくて、うちの職員にならないかこの学生に声を掛けたら、「すみません、私、泳げないんです」といって断られたんです。実は私の水族館の場合は水泳の試験があるんですね。幾ら学芸員としての能力が高くても、泳げないと仕事にならない。仕事で命を落とされると困るので、水泳試験まで課すということで採用試験に入れています。ですから、この学生に断られて、非常に残念な思いをしたことがあります。

最後、47 ページからは大学の教員に、その後、水族館を卒業して学生を指導しながら学芸員養成をしてきた資料を付けています。これは、大学 1 年生に学芸員資格とはどういうものかということ、それから、福山大学ではどういう体制で学生を受け入れているかということの説明するときに使うガイダンスの資料をパワポで付けています。大学に来るといろんな資格が取れる。48 ページに、学芸員は一つの資格でありますけれども、それ以外にたくさんのいろんな国家資格が取れるということで、学芸員についてはこういった単位数

を取得しなさいということで説明しています。49 ページの留意事項のところで、水族館だけに限定しては駄目だと言っています。いろんな博物館を目指しなさいということで言っているのですが、いろんな博物館に採用されるためには、多様な博物館に採用の力を付ける教育を逆に大学側がしないといけないと思って指導してきています。あと、大学はやはり 19 単位ぐらいで学芸員の力が全部付くとは実は思っていないで、いわゆる博物館理解教育だと思って、福山大ではやってきました。ほかの大学ではもっと真剣にやられるかもしれませんが、博物館のことを広く浅く学ぶという位置付けでないとなんとなく難しいかなと思って指導してきています。

私の担当の 50 ページ、最後ですけれども、大学の実態として、教えないといけない専門科目の中で、大学の専任教員が教えているのは、実は半分しかない。その半分は学外の非常勤の先生に頼っているという実態。それから、文系の先生も来ていただかないと、なかなか理系の先生だけで教員がそろわないということ。それから、非常勤の先生に週 1 で来てもらうのは非常に難しく、半分は集中講義でやってもらわないといけないという実態があります。これ、浜田先生の調査でいろいろな調査をされたと思いますけれども、一番問題は教員がなかなか見つからない、確保できないという問題も一つ課題としてあります。

50 ページの下ですけれども、今後の課題と申しますか、今後の改革の観点、これは私案ですけれども、大学側、博物館側、それから、国として、その他一般行政、団体として、こういったことを今後検討してほしいということでまとめています。一つ一つ読み上げていると時間がありませんが、大学側は多様な学外教員の確保、いわゆる教員をどうやって確保するかという課題が一番大きいかなと思います。それから、博物館側については、博物館実習をする側が、自分たちは人材育成機関なんだという自覚が足りないところが一番大きな問題かなと。実はこの博物館実習ガイドラインの 11 ページ、今日の説明資料には作っていませんが、ここに、博物館は学芸員をはじめとする博物館に関する人材を育成する役割を有していることを自覚しようと書いていまして、博物館側が人材育成機関なんだという気概をちゃんと持ってやるのが大事かなと思います。

国（文化庁等）として申しますけれども、取り組みや制度として、先ほど浜田先生からありましたような博物館登録の制度、それから、一旦登録すると、後、学芸員が実は名簿から外れても気がつかないというところがあって、再審査制度も要るのかなと思ったりもします。あと、先ほど言ったように、教員確保の人材センターみたいなものがないといけないのかなと思います。教員の取り合いになったりしたり、なかなか教員が見つからないと

ころもあるので、学芸員課程を教えられる先生の人材センターみたいな、そこから派遣されるというような制度も要るのかなと思ったりします。

それから、その他、一般行政、団体の取り組みや制度。博物館資料の提供ということで、資料の提供がもっとやりやすい制度、出しやすい制度が必要。それから、先ほど学芸員や博物館職員の人材育成の仕組みについてお話を聞きましたけれども、私の経験からいうと、例えば学校教育連携をするときに、学校の教員がどうやって学校の授業を作っているか、運営しているかということを知らないで学校連携している学芸員が多いということで、例えば学校教員の研修にも出すとか、一般企業の研修にも出すとかというような幅広い分野での職員研修が必要なのかなと思っています。

【島谷部会長】 　どなたからでもいいですが、今の発表に即したこと、そうではない提言でも構いませんので、御発言いただけますでしょうか。

じゃ、逢坂委員。

【逢坂委員】 　今、大学の方からの提言ということでしたが、現場を預かってまいりました私としては、共感できることと、違和感が大きいところと両方です。後者の学芸員養成ですが、大学では座学が中心ですので、学芸員実習とは、現場をまず知るということです。横浜美術館の事例を御紹介させていただきますと、横浜美術館も、忙しい中で2週間学生を受け入れるというのはやっぱり負担ではあったんですね。でもある時期から実習をより現実的なものに変えることを試みました。2週間から10日ぐらいですが、まず、美術館とはどういうところか、全体像を現実に即して説明する。ほとんどの学生は美術館の実態について、実は余りよく知らないんです。それから、大学によってかなりいろいろ勉強してくる方とそうでない方と個人差もちろんあります。学芸員に対しての意識が、ちょっと資格だけ取っておこうかなという人と、自分はどこか博物館で、将来働きたいという明確な意思がある人では全然違います。資格だけ取りあえずとる、という人は一次選考で落とします。

実習では、概論として、まず、美術館の総体、美術館は一体どういうところか。研究機関であり、市民に美術を普及していく伝達機関であるということを総体的に伝えます。

そのために、当初、私も概論を講義し、学芸員だけではなくて、美術館運営にかかわっている職員、例えば予算を作る経理、広報担当、プロモーション、ファンドレイジング担当者たちの座学も行いました。それから、子供のアトリエと市民のアトリエという造形教育専門のエデュケーターと、メディアリテラシーといいまして、作品を鑑賞する、作品か

ら何を読み解くかということを担当しているエドューケーターにも、それぞれの仕事を紹介する座学をしてもらいました。

横浜美術館を希望する人には、まず、レポートを出してもらいます。私たちの美術館が扱っている作品や時代を知らずに、例えば室町時代のことを書いてくる人は、その時点で調査不足として落とす場合もあります。日本画の軸の巻き方とか、箱掛けのような作品の扱いについても状況に応じて行います。近年は実習生のチームを作り、課題作品による展示実習と解説文執筆など、実践的な内容にシフトしています。当館の学芸員が適宜、指導しますが、いきなり一人では無理でもチームワークを経験しながら、展覧会を企画する過程や伝達することの必要性を体験することが肝要です。横浜美術館のこうした実習内容は、学生からも良い評価を得ていると思います。

学生を通じて知ったことですが、実習では、コピーや封詰めなど、人手が足りないことを補完する作業をさせられることもあるようです。

博物館が置かれている実情、例えば非常に小さなところでは総合的なこともなかなかできないと思うので、実習に関しては、基準に準じてその館の自由裁量ということをある程度認めた方がいいと思います。日本では館長が美術、若しくは博物館の専門家でない、アートマネジメントの専門家でないという館が非常に多い。その場合、自分の館で行われていることを最終的に責任を持つという館長ではなくて、名誉館長が多いんですね。浜田先生の方では博物館の館長が専門でない場合が多いというのを赤字で書かれていたので、学芸員のことだけを考えるのではなくて、今後、日本の博物館がどうあるべきかという組織全体のことを考えるべきだと思います。学芸員だけで美術館が成り立つわけではないので。海外の美術館と比べると日本は学芸員に全部やらせようとしているんです。

海外の大きな美術館では、キュレーターというタイトルに至るまでは過程があり、最初はインターンから始まり、キュレトリアル・アシスタントやリサーチャーになり、アシスタント・キュレーターからキュレーター、シニア・キュレーター、チーフ・キュレーターという段階があります。学芸員というタイトルが名刺の英文ではキュレーターの場合が多い。キュレーターは大学教授に匹敵するぐらいなので、実際にはキュレーターでないにもかかわらず、日本ではキュレーターというタイトルになっていることもあります。

私は、すぐれたキュレーターになれるかどうかは、その人の意思によって実体験を積み重ねていくことが重要だと思います。だから、美術館に入ってから個人がどういう体験を積み重ね成長できるか、現在、若い世代をどうやって育成していくかということは本当に館

内で大きな課題です。先ほど博物館は人を養成するところだと思われていないことをおっしゃっていましたが、組織は人なりです。私は、学芸員だけでなく美術館で働いている全ての人がある道のプロであるべきだと思います。収益目標でやってきた企業と公益目標でやってきた文化施設では財務も異なり、民間人を登用すれば大丈夫だというわけでもないし、公のところにいるから文化施設運営は大丈夫というわけでもない。寛容な組織運営と内部できちんと人を育成できるようなシステムを構築するには、館長がまず、プロフェッショナルであるべきだと思います。

長くなって恐縮ですが、数年前にメトロポリタン美術館の館長が世界の美術館のリーダーを招聘して、ミュージアム・リーダーズ・コロキウムというのを実施しました。私にも声が掛かって参加させていただいたんですけど、招聘された館長の条件が、美術界でのキャリアを積んでいること、美術館の運営に対して最終責任を持っていることでした。それからもうひとつ、美術館なのでコレクションがあることでした。だから、アートセンターとか、コレクションがないところは対象外で、そういった条件の中で十数人の館長が世界各国から集まって、2週間缶詰で朝から晩まで美術館運営に関していろいろな座学や意見交換をしました。その中で、全ての館長が異口同音に言っていたことは、美術館は市民のためにあると。ですから、美術館は市民のためにどうやって美術を介して社会に還元していくことができるのかを、あらゆる角度から検証しようとするのは、その当時の館長たちの共通認識でした。美術館、博物館が社会の中に根差して、本当に豊かな市民社会の形成にどのように機能していくかについては総体的に考えていくべきだと思います。そして、それを実態に即してきちんと考えることによって可能性が開けるのではと思います。済みません、大ざっぱな話で。

【島谷部会長】 ありがとうございます。学芸員の養成から、もっと幅広い根幹的な話も問題提起をしていただきまして、とても有り難かったと思います。ここでは学芸員の養成ということに絞って話を進めていきたいと思うんですが、逢坂委員の場合のように、自分ところの関係ない学芸員養成の人はアンケートで落としていくというようなところがあるかと思うんですけど、学芸員資格を取るためには学芸員実習が必要なので、何らかの実習を受けなきゃいけないという制約があるので、それだけでやると、高田先生の例にもありましたけれども、ほかの分野の人も入ってくる。ほかの分野、いろんな分野、3分野を合わせることによって、いろんな業種が必要なんだということも分かるという、いろんなやり方があろうかと思っています。

ちなみに、もう何十年も前になりますけど、私は鶴田先生の講義を受け、文科系の人間なんですけど、科博で受けて、自然教育園で学芸員実習をやって、ジョロウグモの実態と、自然教育園の中、人間がどう歩くかという、正に全く関係ないものを行ったんですけど、それなりに非常にインパクトがあって、私は勉強になりました。だから、そういう例もありますので、一概に専門性だけに特化するということになると、横浜美術館のように、ある程度人と設備と人間がそろっているところはいいんですが、浜田先生の発表にありましたように、学芸員が1人しかいない、あるいは2人か3人というのが大半であるということを見ると、さっきの袋詰め、写真整理、切符のもぎりで学芸員実習が終わっている実態が、本当に即してそれを実習としていいのかどうかということも考えていかなきゃいけないかなと思います。

横浜美術館の例はありましたけど、半田さん、たば塩はどうだったでしょうか。

【半田委員】 私が現場にいるときも、少ない人数で受け入れざるを得ない状況ではありましたが、大学の博物館実習を受け入れるというのは、館の事業として位置付けて対応していました。そのときに、お話もありましたが、大学の方が博物館に丸投げするという態度はもう40年前、35年前からそれが日常的だったわけですけど、そこはやっぱり受け入れる博物館の方と送り出す大学とのコミュニケーションがすごく大事で、そこがないと、結局もぎりをやらせるとか、逢坂さんの話じゃないけどコピーさせて終わりとかいうことになってしまうので、それが一応整理されて、今は大分よくなっているという実感はありますけれども。

具体にはうちの博物館では、学芸員が、主担当は1人いますけど、学芸員全体あるいは博物館全体で実習生に接するというシステムを作りました。館長にも話させて、経理、総務の人にも、どんな仕事をしているのかというのを話させて、受付の女性たちがどういう仕事をしているのか、警備あるいは施設の人たちも博物館の中でどういう仕事をしているのかというのを座学で説明してあげながら、最終的には一つミニ展示を企画するというような、物を触らせ、企画にも携わるというカリキュラムを。高田さん、10日で短いとおっしゃっていたんですけど、確かに10日では無理なので、うちは基本2週間という形で設定させていただきました。

そんな中で、お二人のお話を聞いていて、私、思ったのは、やっぱり一つ、昭和30年に廃止になった人文系学芸員と自然科学学芸員という専門カテゴリーと資格を結び付けた制度が、今また復活を望んでいる人もいますけれども、復活するかどうかはともかく、学芸

員というのは2つの要素を持っていて、博物館という機能の中で学芸員業務をどういうふうに回すのかという一般的なスキルと、自分が突き詰めていかないといけない専門領域を持っている人間なんだというところで、どういう教育をしていくのかというところが非常に大事ななと思いました。

それから、浜田さんの御発表の中で、教員の専門領域というのが非常に気になっていて、制度そのものを考えていくときに、学芸員になる学生目線で、やっぱりジェネラリストを育てるとか、専門知識はマスター、ドクターでというようなお話がありますけれども、基本的に教える側の教員が、例えば学芸員の資格講座の主任としてはやっぱり博物館学の専門家を養成していかないと、制度そのものが成り立たないと思うんですね。ここで3割近くが博物館学あるいは保存科学だと自己申告しているというデータがありましたけれども、果たしてそうかということについては、私は実態的には非常に疑問があります。ましてそういう学生たちがマスターコースに上がったときに教えるべき博物館学はどのようなものなのかということを、教える側が分かっていない中では、結局制度が絵に描いた餅になってしまうというところが非常に大きな問題だと思います。

それとあと1点、これから制度を考えていく上で一番大事なものは、現場に入った学芸員さんたちをどういう基準できちっと専門職として処遇する制度をベースに作っていいのかということと、その現場にいる人たちをどういうふうにキャリア教育をしていけるのかということだと思っんですね。やっぱりそれは館独自では、1人学芸員とか2~3人学芸員の組織では全く無理なわけですから、それを制度としてフォローしてあげて、5年目研修とか10年目研修とかいう形で学芸員たちのスキルを上げていけるような制度を作る。あるいは、そこで研修を受けた人たちが学芸員としてのキャリアアップをしていける制度を考えていく必要があるかなと思いました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。たばこと塩も非常にちゃんとした考えのもとでやっているということで。1人、2人しかいないところに学芸員実習を出すことの方が問題があるんだなということ、今、お二方の発言を聞きながら痛感しましたけれども、現実はそのならざるを得ない部分があるので、そこを文科省的にはどういうふうに、どうしたらいいかということも考えていく必要があるかと思っております。みんながジェネラリストになる要素を持っていけばいいんですけども、多人数いる博物館、美術館に関してはスペシャリストを求めている部分がありますので、両方が共存するのはなかなか難

しいと思うんですけども、地方でやられている可児さん、オブザーバーでありますけれども、何か御意見ありましたら。

【可児氏】 地方の博物館としていろいろ考えることはあるんですけども、やはり専門領域は当然必要ですけども、いつも一自治体の職員として市民と一番近いところにいるわけですので、市民感覚が当然必要だということを痛感しています。もう一つは、いわゆる人間関係というか、コミュニケーション能力も当然そこで必要となってくると思うんですけども、その辺がいろいろ悩ましいところではあるんですが。

もう一つ、自分が思うことは、実際、自分もこういう立場でありますけれども、非常勤で複数の大学で7つほど、実は非常勤で行っているんですけども。7コマ行っているんですけども、そこで実際に学生たちに接していて、きょうもお話がありますように、学芸員に対する希望、志望動機が余り明白でないというのがほとんどなんですよ。とはいいいながら、たくさんの学生たちを送り出している立場と、それから、実際に送り出しているながら、実際に学芸員になれているのは恐らく1%もないと言われてはいますが、そういうことを思ったときに、そういうことと、実際に、うちの館では学芸員が不足してまして、非常勤の学芸員がどうしても欲しいという状態がずっとあるんですが、なかなか人材が集まらないというのが実態なんですね。ですから、都市においては多くの学芸員がそこに就職できますけれども、地方になるとなかなかそこにまで人は来ないというのが実際あって、学芸員をこれだけ送り出しているながら、一方でそういう人材が地方には来ないというジレンマといいますか、そういうものを感じているところです。

もう一つは、関係ない話もいいですかね、関係ないというか、直接あれですけども、今、半田さんがおっしゃったように、キャリアアップの話がありましたけれども、やはり僕としては、博物館の現場にしながら再教育というか、先ほども実体験が積み重なってと逢坂さんもおっしゃっていましたが、その辺はかなり重要だと思っています。専門職大学院という話もありましたが、そういった必要性も感じるとともに、たまたま今、文化庁のエデュケーション研修の企画委員もやっている立場上、やっぱり現場に行っからの再教育といいますか、研修制度をもう少し拡充といいますか、多くの方々が希望して、毎年何人も送り出しているわけですけども、かなりの手応えを持って現場に帰っておられる実情を考えると、そのあたりをもう少し、国としても充実いただけるといいなということを思っています。ちょっと関係ない話になったかもしれませんが、よろしくお願ひします。

【島谷部会長】 ありがとうございます。九州国立博物館の例で言うと、地方からというか、各県や各市から研修生を受け入れています。ただ、それは受け入れているんですけど、給料自体は各自治体が出しています。体力があるところしかできないので、そういったものを補助金であるとか何かでできるような制度にしない限りは、体力がないところは出せない、受け入れないということになります。東博時代でも各地方館がそういう研修を受け入れてくれというので、3か月とか1年とか、長いときは2年というのがありましたけれども、やはりそれを出せるだけの体力がなければいけない。それを受けた人は物すごいスキルアップし、人脈もできて元の職場に戻り、仕事がスムーズになっているといういい実態はあります。全体をそうしなきゃいけないかどうかということを考えながらも、それを検討する必要はあるんじゃないかなと思いました。

それで、外国のいい例とか悪い例は物すごくたくさんあるんですけども、それが日本に即しているかどうかということも考えなきゃいけないと思います。私が物すごく感激したのは、アメリカの美術館、博物館で教育普及事業が物すごく充実しているというのを聞いて、これはいいなと思ったんです。しかし、実態を聞いて、あ、これは駄目だなと思いました。というのは、教育普及の現場が40人、50人、と人がいます。それはすばらしいと思うのですが、このフィラデルフィアの地域は学校で美術の授業がないんです。美術の授業がない代わりに博物館でそれをやるから、その人間を博物館にまわしているという。それが、今の日本に即していて、小中学校の美術の先生を全部廃止して、それを博物館にということができれば、博物館はものすごくよくなりますけれども、それがいいかといったら、やらない方がいいと現状ではそう思います。外国のいいとこ取りだけをするのではなくて、実態がこうだからこうだということで、我々のところに導入しなきゃいけないということは常々考えております。

今、受入れ側で現場の人たちの御意見を聞かせていただいたんですけど、大学の立場は……。

【宮崎委員】 私の所属しているところはもともと博物館学課程が母体で、それで美学美術史学科ができたんですね。美術館学芸員を養成するというのが、大学院までも作ったときも、目標だったんです。ですから、かなり丁寧に実習、学内実習も含めてやっておりますし、それから、博物館相当施設も作って、いろいろな授業の関係で、教職免許を取る学生とかが実習が重複した場合など、自分のところの館で実習をするという形で、かなりの学芸員資格取得者を出しています。ただ、学芸員になりたい学生が多いときには、最

初は入学者の半分以上がそれを希望している状況ですので、諦めさせるというか、かなりハードルを厳しくして、ちょっとでも単位とか必修を落としたりしたら、もう学芸員資格のコースには行けない。それから、そうやって頑張っても、なかなか学芸員にはなれないけれども、それでもいいかと、それでも、博物館課程の授業や学外実習を最優先にしなければいけないということを何度も言うておいて、最終的にそれでもやりたいという学生に履修させ実習に送り出すという形をとっています。

逢坂先生のところや半田先生のところにもお世話になって、そういう学生はとても幸せだと思んですが、地方の、やはり出身地の美術館とか博物館とかに行く学生もいまして、そういう話を聞きますと、そこで一緒にいる学芸員の实習に来た学生さんたちは全く何も知らなくて、美術館に来ているのに美術について何ひとつ知らなくて、例えば歴史の学科にいて、取れるから取って実習に来たという学生さんたちもすごく多いので、まずそれにびっくりするらしいのです。資格として取れるものがこれだけあるというのを並べて、大学が PR する形があるので、資格を取れるものなら取っておこうということだと思わすね。

ただ、今、文科省からの通達で履修制限、キャップ制がかなり厳しくなつて、そして、資格関係の単位をすべてキャップ内に入れるようにしなくてはいけなくなりつつあり、大学にとってはそれが非常に大きな問題になっています。要するに、学生が4年間かけて勉強しなきゃいけないのに大体3年で終わってしまつて、その後は卒論だけとか就活だけというのを、是正するために、1年間で取れる単位数の上限をかなり厳しく減らしてきているんですね。前は資格関係の単位はその外に出せたのですが、それもキャップの中に入れるというのが、今、喫緊の課題なわけですよ。そうすると、前みたいな形で、取れるから取っておこうというのは、ある意味で少し、変わってくるかもしれません。

そうなると、母体になっている学科とか専門性が、重要になつて、自分の専門単位が重ければ、比較的取りやすくなるというところはあると思います。ただ、学生を卒業させるとか、いろいろなことから考えると、資格が取りたいという学生に、今までだと教職と学芸員、地方なんかに行きますと教員が学芸員として回っていったりするところもあるので、両方取らせたりするのはすごく大変ですけど、頑張っている学生にはそういうふうにするように、一応時間割などで保証している。ところが、それはもうできなくなります。

要するに博物館課程と博物館との関係だけでなく、文科省全体のカリキュラムの、方向性とかと併せて、考える必要があります。多分これを全部キャップ制の中に入れて取らせ

るとなると大変だという声も出てくると思います。それで、もっと減らせとか、何かそういうことも出てくるのではないかという気がします。また、そうなる、ここだけに関連する話ではないんですけれども、養成課程としては、やっぱり、大学院でやらせればいいんじゃないかみたいなことが出てくるんじゃないかという気もして、それがいいか悪いかとか、見極めなければいけない問題もいろいろあると思います。一応大学の教育現場では、そういう現状になります。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

【佐々木委員】 いいですか。

【島谷部会長】 手短に。

【佐々木委員】 はい。カリキュラムを変えるときに、私も議論に加わって、充実の方向で議論しました。今の制度は、専門職養成としては機能していないという前提で考えた方がいいと思うんですね。関わっている皆さん一生懸命やられているんですけれども、リアルに引いた目で見ると、専門職養成としては余り機能していないと思っています。実態は、博物館というものを普及する教養講座になっていますよね。理解者養成という言葉を使ったりするんですけれども。しかも実習がついていて、非常に手厚い教養講座になっている。今の仕組み、私は2つの罪があると思っています、1つは、それに関わる労力が非常に大きい。大学の教員の皆さんもそうですし、現場の人もそうです。実習の受入れ、また、非常勤講師で大学の方に行っていて、ほかに忙しいこといっぱいあるはずなのに、結構なエネルギーを使っているけれども、実態の専門職教育とはほど遠い。あともう一つの罪は、私はこれが大きいと思うんですけれども、本気でどうしても学芸員になりたいという若い人に対して、本当のキャリアパスというんでしょうかね、こうやって、こういうことをやっていったら就職につながるんだというところを限りなく見えにくくしちゃっている。かえって分かりにくい。どうやったら本当に学芸員になれるか分からないような仕組みをみんなで作っちゃっていると感じています。ですので、現行の仕組みを前提としない議論を一度して、採用人数に見合った仕組み、養成の仕組み、また、資格を出すとしたら、私、任用資格でいいんじゃないかと思うんですね。ちゃんと就職できて、一定の期間を経たら資格付与するという、社会教育主事がそうだと聞いていますけれども、そういうふうに変換する、そういう議論が必要だと感じています。

もう1点だけ。じゃ、何を急いでやらなきゃいけないかというところで言うと、やっぱり現職の教育が大事だと思います。今、虚構のような仕組みの中で学芸員になっちゃって

いることを考えると、本当に基礎的なことが分かっているのだろうかということがあります。きょうの資料の4ページを御覧いただきたいんですけども、専門人材の研修事業、出ていますけれども、ここで空白になっているところがあるんですね。これ新人のところですよ。新人のところでの取組はないんですね。ここをしっかりとフォローして、新任になって半年以上か1年弱たないと、現場のことが分からないんですけども、そういう人に対して、博物館の基礎的なこと、ミュージアム・リテラシーみたいなものをしっかりと学んでいただく機会を設けた方がいいんじゃないかと思います。法規のこととか基準とか行動規範のことですとか、あとは制度のこと、あと大事なものは最近の施策ですね。変化も激しいし、いろんないいメニューも、補助金等も出てきているというところで、そういうのを知っていただく。対象を学芸員だけじゃなくて、事務系・管理系の職員、また、先ほど逢坂館長からありましたけれども、広報とか、地域とのつながりを作っていく新しい職種というのでしょうかね、いろんな関わる職員いますので、そういう人を含めた、対象にした博物館基礎講座みたいなものをしっかりと作って行って、ほぼ悉皆ぐらいでやってもいいんじゃないかと思います。

図書館にはそういう研修があるようです。日本図書館協会がやっている図書館基礎講座というのがあって、年に二、三回各地で、丸2日間ぐらいのカリキュラム。私もそのぐらいのボリュームでいいと思うんですけども、そういうことをやって、ちゃんと博物館に、仕事をし始めたら博物館人になるというんでしょうかね、ミュージアム・リテラシーの本当の基礎中の基礎を学べる。しばらくたったら最新の状況もアップデートできる、そういう場を是非とも早急に作って、養成制度の不備はかなり時間掛かると思いますので、それはそれとして議論して、急ぎ本当の効果的な養成の仕組みを作る必要があるんじゃないかなと感じています。済みません、長くなりました。

【島谷部会長】 根本的なことを指摘して、文化庁側にも考えていただかなきゃいけないことだろうと思います。現実に佐々木委員がおっしゃったことが、それは理想なんですけど、それだけの体力が各博物館、美術館にあるかということ、現状はない。それだけ出せないという状況にあると思います。それからまた、社会制度が変わっていく過程において、正規職員と非常勤職員の在り方で、同じ仕事をしている人に同じ給料を出せというような状況になったときに、そこで線が引けるか引けないかということになるので、非常勤の学芸員をどういうふうに考えていくかというのは大きな課題だろうと思います。

より多くの方にお話を聞きたいなと思いましたが、時間が半ぐらいまでということで、

後のあれもありますので、最後に設置者等の代表として、伊藤委員から設置者の立場として学芸員をどう考えるかというのを一言いただければ有り難いと思います。

【伊藤委員】 皆さんの話を聞いて本当に勉強になりますし、これからしっかり考えていかなきゃいけないということを、今、改めて感じております。私どもは地方の博物館というか、きょうは隣に館長と一緒に来ていますけれども、市民ミュージアムということで運営していて、小学校のカリキュラムの一環として、体験、本物を見たい、本物を体験するということで、多くの小学生の授業の中の一環として受けています。その小学生は、この前も成人式なんかに出ているんですけど、市民ミュージアムで経験したことが物すごくうれしかったとか、そういった道を選んだという話を成人から聞くことが非常に私ほうれしく思っています。私どもはそういう考え方で、この市民ミュージアムを設置する一番の目的は、自分たちが生まれたまちを愛して、自分たちのまちを誇りに思ってもらいたい。そういう子供たちを育てるということで、今、運営しています。

その中で、やはり地方公務員全体に言えることなんですけど、私どもが職員さんに求めるものは、全体をまとめる力が絶対に必要ですし、企画をする力もいっぱい要ると思うんですけども、信頼される力が非常に重要だと思っています。その中で、学芸員さんの果たす役割、一芸に秀でる者は多芸に通ずるという言葉があると思うんですけども、向上心、つまり自分はこれは知っているんだけど、さらに、異業種との連携のこともさっきおっしゃったんですが、こういうことも自分は勉強してみたいという、学校では学ばなかったことかもしれませんが、こういったこともという、そういった一つのことを達成し得る自分の自信から、次のことにもチャレンジしたいというのを学芸員さんに感じています。ですから、学芸員たちが子供たちの本当の疑問を引き出すように、一方的に専門的な知識を自分から出すだけではなくて、子供たちから疑問を出すのを非常に上手にやってくれています。それはやっぱり一つの知識を十分学校で学んだ、そういったものによるということを私は思っていますので、やっぱり一つのことをきわめる、これは是非ともまた今後も継続していただきたいなと思っています。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。いろんな見方があるかと思うんですけども、学芸員課程がある大学というのは、学芸員のジェネラリストとしての面を伸ばしていかなきゃいけないというのが非常に大きい要素を占めているというのは間違いなことです。受入れ側の研究員、国立機関は研究員と呼んでいますけど、研究員を採る立場から

いうと、ジェネラリストが10人中10人いても仕事にならないというところがあります。そのところをどう考えていくかということをやっぱ現場では考えていかなきゃいけないかなと思っております。というのは、学芸員資格ということ考えた場合、学芸員資格はジェネラリストの部分をもみんなに共通認識として持ってもらう場であるというような考え方も一つあるんじゃないかなと思います。専門性はほかの各学部、学科で学んで、その結果、それで大学院、マスター、ドクターという形で積み重ねた人。その両者がある人が、一般で言う学芸員なり研究員という形になるのが望ましいかなと思っておりますが。

だから、国が考えているこの資格の学芸員というのを、何を目標にするかというのが一番の課題だと思います。全員の博物館、美術館を助けるというのではなくて、先駆的な博物館、美術館で、いい人、それから指導者になるべき人を育てていくことも考える必要はあろうと思いますので、きょうのところはいろんな意見を頂いたということで、ここまでにしたいと思いますので。御意見ありましたら、またお寄せいただければ、それを加えて報告書等に付けたいと思いますので。

それでは、次に、令和2年度文化庁予算等について、続けて文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議というのが最近始まりましたので、その検討状況につきまして、事務局から合わせて10分程度で説明をお願いいたします。

【榎本課長】 きょうは朝から国会関係の業務がございまして、遅参いたしました失礼いたしました。

お手元資料51ページに、まず、来年度予算の全体を俯瞰した資料を付しております。51ページの左右並んでおりますけれども、このうちの主に左側が博物館文化拠点機能強化プランと位置付けております。従来、文化庁の博物館関係予算は、補助金、それから学芸員養成、そのほか調査研究費ばらばらに予算計上していたのでございますけれども、プランという形で全体まとめて総額20億円としております。この事業、今年度、令和元年度までは全体を合わせて11億でございましたので、ほぼ倍の規模になったと思います。

1ポツは丸1、丸4までありますが、丸1の地域と共働した博物館活動支援事業、比較的中小規模の博物館も含めて様々な活動を応援していく事業でございますが、こちらも若干の予算の増を図ったところでございます。それから、丸2のクラスター推進事業、こちらは2年前から行っております博物館クラスター事業を、更に新制度のパッケージのもと、リニューアルしていこうというものでございまして、14億9,000万円としております。丸3は、きょうの議論と関係深い人材養成などに関しまして5,600万円ということで、これも

今年度が2,000万弱、1,000万円台でございましたので、増やしたところでございます。とりわけ学芸員の方の海外研修という事業があるんですけども、これも人数を増やし、かつ派遣の際に言われておりました後補充のないまま派遣といっても困るという御指摘もありましたので、研修期間中の後補充人件費も確保できるようにしたところでございます。丸4はレガシー基盤強化事業ということで、こちらは審議に役立てるための調査費ですとか、それから、昨年のICOMの中でも日本の研究者、様々な形で博物館の国際的なネットワークに参画しておりますので、そういった取組を更に応援していこうという外国旅費、それから、博物館の整備に当たりましてPPPやPFIといった手法もこのごろ各地で見られておりますので、そういった取組を更に進めていこうということで、そういった調査費を新規で付しております。

それから、2ポツはアイヌ民族博物館ということで、これは今年4月に新しくオープンするものでございますが、パンフレットを付してございます。これも新しく作ったものでございます。是非多くの方々に初年度から来ていただいて、国立の新しい博物館の姿を御覧いただければと思っております。アイヌに関する研究のみならず、教育部門、普及啓発、人材育成、それから観光との連携、様々なパッケージとして取り組んでいるところでございます。先日は浦島委員からラジオ番組でもかなりこちらの博物館を紹介いただいたところでございますけれども、引き続き、せつかくの博物館でございますので、宣伝に努めてまいりたく思っております。

それから、51ページ、今度は右上です。博物館等のインバウンド環境整備ということで、これは文化庁予算とは別に国際観光旅客税を活用するものでございます。国際観光旅客税も、文化庁は昨年度から活用を始めておりますけれども、従来は指定文化財になっている案件の事業、あるいは日本博という大きいフレームワークに基づく事業を対象とするものだったのでございますけれども、来年度から普通の博物館も国際観光旅客税を使えるようにしようということで、こちら設けております。1つが、地域ゆかりの文化資産展示事業ということで、文化庁あるいは宮内庁、それから国立博物館が持っています、地域ゆかりの展示物をお貸しする。それに合わせていろいろな事業もやっっていこうというもの。それから、丸2の博物館等のインバウンド強化、こちらが多言語、キャッシュレス、夜間開館、早朝開館といった事業に関しまして、国際観光旅客税の趣旨に合うものを応援していこうというものでございます。こうした形で国際観光旅客税も博物館に大きく使えるようになったところが来年度の改善でございます。

それから、4 ポツ、これも実は私、力を入れたところでございます。文化財防災ネットワークということで、これも、東日本大震災以降、文化財レスキューという観点で取り組んだところでございますけれども、今年まではこれを毎年毎年、単年度の補助金でやっておりました。ただ、こういった活動は持続的な活動が重要ということで、文化財防災ネットワークにつきまして、文化財機構の中に文化財防災センターということで正式な組織として位置付けるということで予算上認められたところでございます。これによりまして、この文化財防災センターが、博物館協会ですとか全国美術館会議など関係団体と連携していきながら、各地の博物館、美術館のサポートに尽力いただければと思っております。

それから、5 ポツが災害復旧関係ということで、丸1が公立社会教育施設災害復旧事業、こちらは昨年の台風19号などに見られますように、大きな被害が出たところでございまして、その中でも大きく報道が出ておりますけれども、川崎市民ミュージアムなど幾つかの博物館や美術館も被害を受けたところでございます。引き続きその被害状況の整理もしているところでございますけれども、これは整理ができたところで、こちらは公立社会教育という大きい文脈の中でございますけれども、そうした被害の状況が把握できたものに関しまして復旧等、支援していこうというものでございます。それから、丸2で東日本大震災に関連します被災ミュージアム再興事業、これも引き続き行うこととしています。

ということで、来年度かなり博物館関係に関しましては20億の強化プランというのがありますけれども、それ以外の防災関係ですとか国際観光旅客税ですとか、いろんな形で博物館に関する目配りが従来よりはできつつあるのではないかと考えているところです。

52ページからは、その中の資料として付しているところでございます。この後、53ページが、先ほど御紹介した20億のうちの14億9,000万円の文化クラスター推進事業でございまして。こちらと連動いたしまして、よろしければ、資料の67ページを御覧いただければと思います。博物館クラスター事業は2年前から行いまして、現在8か所で行っておりますけれども、地域におきまして、まちづくり、観光との連携などいろんな事例が見ているところでございます。そうした蓄積も踏まえながら、今後の方策ということで、文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議を昨年11月から立ち上げまして、審議のまとめを作ったところでございます。67ページに概要があり、68ページから数枚にわたります。本文がございまして、この67ページでざっと御覧いただければと思っております。

この67ページでは博物館という用語は基本的に余り使わないようにしておりますけれ

ども、文化への理解を深めることを目的とする観光という文脈で、日本の文化について、あるいは文化、歴史、自然などについて学びたいという意欲を持っている国内外の方々にどういうふうな活動ができるかということで、これを文化観光という言い方で捉えまして施策を推進していこうと考えています。様々博物館がある中で、こういった観光という観
点の推進に意欲があって積極的に取り組む施設を文化観光拠点施設と位置付けまして支援を講じていく。また、個別の文化施設だけではなくて、自治体、都道府県、市町村それぞれあろうかと思いますが、自治体が総合的、一体的に施策を講じていくことも応援していこうというものでございます。

ローマ数字の2番目が、文化観光拠点施設が目指すべき姿として、分かりやすい収蔵品の魅力向上などを挙げております。3ポツが、今度は地域、自治体が面的に取り組む取組を挙げています。4ポツでは、こういった取組を5年程度行うことを想定しております。現在のクラスター事業も5年間を支援対象期間としていまして、それに倣ったところ
でございます。

ここで、5ポツでございます。5ポツに関しましては、本文75ページを御覧いただければと思います。従来の博物館クラスター事業は、申請いただいて認定を受けたところは、国からクラスターの補助金を配分するというものでございました。そうした文化庁の予算にとどまらず、75ページで幾つか論点を挙げてみたところ
でございます。75ページの予算①文化観光拠点施設の魅力向上、こちらが、先ほど御紹介いたしました博物館クラスター事業の活用を想定しております。そして、予算の②、文化観光地域における来訪者の利便性向上、こちらは官公庁などの予算を想定しています。また、税制という点では、企業版ふるさと納税というのがございまして、こちら来年度から更に使い勝手を向上していこうという取組を政府全体として行いました。こういった施策も活用していこう
ということで考えております。

ちなみに、その文化観光拠点施設の魅力向上ということで博物館クラスター事業、こちら
は補助率3分の2というのを考えています。従来が2分の1でございましたので、補助率を引き上げを想定しています。加えまして、今回、各省庁と連携していく中で、残り3分の1の自己負担に関しましては地方財政措置を認めていただける方向で、今、進めて
おります。従来は残り2分の1は自己負担でお願いしますとしていましたが、今回からは国の補助率も高め、裏負担に関しましても総務省の御協力を頂くということで、現在、内々、そういう話を進めているところでござい
ます。

こういった文化庁以外の省庁との連携という文脈で、75 ページの手續の簡素化というところで、これも国土交通省の施策との連携を進めております。3 つございます。交通アクセスの向上、これは共通乗車船券、すなわち郊外に博物館がある場合に、空港やターミナル駅から電車、バス、フェリーなどを乗り継いでいく場合に、1 つのチケットで割引にする場合、今の場合ですとバスはバス、電車は電車、フェリーはフェリーで全部地方運輸局の手續が必要でございますけれども、これを全部ワンストップで行えるようにいたします。また、博物館の周辺の公園や道路、港湾に現代アートのオブジェなどを置く場合もございますけれども、これも通常占用許可を得るといのがございますけれども、これもできるだけ簡素化するということが、それから、登録文化財の提案権の付与ということで、これは前回の文化財保護法改正でも同様なものがございますけれども、認定を受けた地域におきまして、地元のお宝を登録文化財にしていくことに関しての意見具申をできるようにするものでございます。また、国立の博物館からの様々な助言、それから、JNTO からの国際プロモーションの協力といった観点を進めています。こういった形で、予算のみならず、制度的な対応も含めた形でパッケージにしていくということで論点を整理しているところでございます。

こうした新たな制度設計を考えておりまして、制度的な話は法律の改正も必要となつてまいりますので、今、こういった制度に関します法律の改正の検討準備を進めているところでございます。それによりまして法律を通し、来年度、すなわち今年度4月からの施行を目指して、今、御相談を関係方面と進めているところでございます。事務的には、これによりまして、来年度、すなわち今年のオリンピック・パラリンピック期間中にはこういった新しい制度が動いている状態にしていくことを目指して、今、作業を進めております。以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。文化庁が文化の振興に力を入れてくださっているということを説明していただきました。後段の部分の文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議には太下委員、小林委員、佐々木委員も入っていただいております。両方の委員会をつながるような形で進行しておりますことも申し添えておきます。

それでは、今、予算のことにつきまして、そのほかについて御説明いただきましたが、それについて質疑応答を、何かございましたらどうぞお願いいたします。ちなみに、以前、私、金だけ出しても、人がなきゃ駄目じゃないかということをしたことがあります。

文化庁は次年度から文科省の中で一番大きい組織になりますので、人員の面もかなり充実するということを聞いております。

それでは、何かございましたらどうぞ。お願いします。

【小林委員】 今、部会長から御紹介もありましたとおり、私もこの文化観光の方の委員もさせていただいているんですけども、実はこの間、ある自治体の文化行政担当者の方とお話をしたときに、何かどうも文化庁は博物館を観光化の方にしようとしているらしいと。これは、博物館の担当者からすると相当観光に対するアレルギーが多いから大変なんじゃないかみたいな話をされたんですね。それで、今の榎本さんのお話を聞いていただければ、決してそういうものではないわけであって、私もその場で同じような説明をしました。そうしたら、やはりその方は行政の方だったんですけども、これはすばらしいと。今までできなかったことができるようになるし、特にこの地方運輸局での一括のワンストップでできるとか、それから、例えば外国語対応の多言語の問題とか、なかなか着手できないところができるようになるのは大変いいことだという形で言っていたんですね。ですから、何かせっかくいい、法律できて事業も展開できそうだと、予算も付きそうだとということであれば、より一層この趣旨をよく理解していただいて、十分使っていただけるような、誤解のない理解のさせ方というか、広報というかを是非お願いしたいなと思いました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。常々私も感じていたことでございますが、せっかくいい施策があっても、それが末端まで伝わっていなかったりとか、書きぶりが分からなかったりとか、そういうことがありますので、文化庁の人にとってはとても大変かと思いますが、地方からの質問等にも丁寧に答えて、それが活用できるように是非していただきたいと思います。

ほかにどなたか。

【浦島委員】 質問なんですけど、すごく素朴過ぎる質問なんですけど、概算要求 120 億と聞いていたんですけど、それががりがり削られているのはそういうものなんですか。

【榎本課長】 この概算要求は 24 億円でございまして、24 億円が取れ高 20 億というのはかなり、かなりいいのではないかと思います。

【浦島委員】 分かりました。どうも済みません、読み方が下手で。分かりました。

【島谷部会長】 よろしいですか。

【浦島委員】 大丈夫です。

【島谷部会長】 じゃ、逢坂さん。

【逢坂委員】 表示の多言語化というのは、今、進んでいて、特に国立では4か国語ということで、英語に加えまして中国語、韓国語を翻訳していく作業が常套化していると思うんですけど、実は英語は、翻訳してもらったときに、日本語で伝えたいことがきちっと伝わっていないから、こういうふうに変えてくれと言うことができます。でも、中国語と韓国語と日本語が分かっている職員が中にいないので、翻訳していただいた人の翻訳の内容が、果たしてこちらが伝えたいことが、ネイティブの方たちにきちんと伝わる文章になっているのかどうかをチェックができないんですね。そうした多言語化を推進していくために、日本語が分かっている韓国語が分かっている人、中国語が分かっている日本語が分かっている人、つまり言語の専門家を館内に配置するためにその予算を使うことはできるのでしょうか。

【榎本課長】 可能です。今回のクラスター事業においては人件費も充てられるようにとしたところがございますので、そういったスタッフの雇用にも充てるのが可能です。

【川端委員】 今の件でいいですか。

【島谷部会長】 どうぞ。

【川端委員】 大阪市で地域の博物館強化の予算を申請していただいた中で、インバウンド対策の多言語化のときに、留学生の方、日本に留学してきている韓国の方、中国の方にアクセスの部分とか館内のそういう表示も含めていろいろ見てもらったことがあって、そうすると、例えば日本人の翻訳家であったりしても、言い回しが古い、今、そういう言葉は使っていないよみたいな指摘もあって、そういう意味では、ある意味、留学生の方に活躍してもらおうなどというのもすごく効果的じゃないかなと思っています。

【島谷部会長】 ありがとうございました。多言語化はとにかく求められておりますので、会場での多言語説明がないから来ない、来ないから多言語での説明をやらないということのないように、これからはしっかりやっていくという方向を政府が打ち出しておりますので、是非皆さんにも協力を頂きたいと思います。

はい、お願いいたします。

【高田委員】 学校教育との連携の部分が何か具体的に書かれていないような気がして。学校教育は、御存じのように、子供たちにタブレットを1人1枚渡すという時代がもう目の前にやってきています。そういった場合に、せっかく子供たちがタブレット1枚持って歩いているわけですから、そこにミュージアムの情報が有機的に出ていく、交流するとい

った近未来的な博物館学習が創造できるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の学校教育の情報化とかという部分が博物館行政とリンクして、つながっているという形が必要かなと印象として感じました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

太下さん、何かございますか。

【太下委員】 先ほどの人材の部分も絡めて予算の話もさせていただくと、榎本課長の御説明で、学芸員の方の海外研修とかの費用負担のみならず、その抜けた後の部分の人件費負担もあるという非常にすばらしい改革になっているなと思ったのですね。先ほど佐々木さんもおっしゃいましたが、現実問題で考えた場合に、現状の実務者の教育はすごく大事だと思うのです。これは実は、ミュージアムだけの問題ではなくて、劇場、音楽堂等々も含めた日本の文化セクター全体の問題なのです。何でそうかという、日本の教育と社会構造全体が絡んでいるかと思うのですが、御案内のとおり、ミュージアムとか劇場、音楽堂に限らず、官庁も大企業も、大学での教育にはそんなに期待しないで、自分の組織の中で教育するというのを今まで戦後一貫してやってきたのですね。だけど、実は構造改革以降、それぞれの組織において十分な教育をする余裕がなくなってきたということが、日本の社会の大きな問題だと思うのです。一方で文化セクターを見ると、個々の組織は全て、国立の組織も含めて全てが中小企業ないしは零細企業規模なのです。ですから、独自の企業内の中でOJTをやるというのはほぼ不可能なのですね。

すなわち、実はセクター全体で実務者教育をどうするのかということを実は考えなければいけないのですね。そのときに問題になるのは、先ほど言ったような、その人が研修に行っている間の人件費をどうするのかとか、抜けた後のポストの補充はあり得るのかといったことなので、これはやっぱり国としてきちんとセクター全体を担保していく制度を作った方がいいと思います。さらに、私はその先には、セクター内でのキャリアアップとか人材流動化の基盤になり得ると思うのですよ。先ほど言ったとおり、文化セクターの個々の組織は全部零細か中小企業規模なので、個々の組織の中のキャリアアップはほぼ不可能なのですね。だから、ミュージアムではほとんどみんな組織を移ってキャリアアップされる仕組みなのですね。ですので、むしろそういう基盤を国が作るということを前提に実務者教育を構想するぐらいの大きなグランドデザインがこれから多分必要だろうと考えます。今回の予算とこの制度改革はその第一歩なのかなと受け止めております。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。栗原さん、現場も役所のこともよく分かる立場として、評価と言っではいけませんが、何か御意見。

【栗原氏】 済みません、来年度予算充実したのは大変結構でございますが、1つだけ要望を言いますと、これは今後の学芸員養成にもつながる話なんです、やっぱり何だかんだ言っって、観光インバウンド色が強いなというイメージがあるんですが、先般の ICOM 京都大会の議論でも分かるとおりに、もう単なる文化施設、社会教育施設というものじゃ博物館はなくなってきているわけなんです。実際、今年の国際博物館の日のテーマが、日本語はまだできていませんが、「Museums for Equality: Diversity and Inclusion」となっているわけですね。ダイバーシティであるとかインクルージョンであるとか、こういった概念がこれからの博物館に求められていて、それは博物館に限らず、恐らく文化施設、社会教育施設共通だと思えるんですけども、インバウンドだけでなく、やっぱり高齢者であるとか、あるいは日本は移民という言い方しないかもしれないけど、移住者であるとか、そういった方に対して博物館は何ができるのかという発想が、多分今の説明の中には余り出てこないんで、これからの博物館、国際的にはそういうことが求められている前提で、今後の施策なり学芸員養成というものを考えていく必要があると思います。それだけ指摘しておきます。

【榎本課長】 51 ページの資料は大分いろんな要素を入れていまして、この資料がなぜ観光重視と見えてしまうのかというのが、私、全く理解ができないんです。全く理解できないです。高田先生からお話のあった学校との連携では、51 ページ左上、地域と共働というところで、学校連携事例に関しても積極的に支援することとしています。それから、1ポツの③、人材のところの研修事業でもエデュケーター研修事業、これも従来から行っておりまして、これも続けることとしています。高田先生御指摘のあったような、子供たちの IT 化が進む中での役割というのも確かにあるなと今思いましたので、そういった論点も引き続き課題として受け止めていきたく思っているところです。

今回、予算といたしましては、地域と共働ですとか、人材養成、レガシーでありましたり、様々な論点、それから防災対応等、色々入れているところです。1ポツの④、レガシー基盤強化、ここに関しては ICOM 京都大会を契機とした様々な調査研究や活動に取り組んでいくということを明記しているところございまして、これは観光云々という話と全く関係ございません。こういったところも、今回文化庁として博物館施策を大きく打ち出し

ていく、その際には観光とも連携していくし、ICOMの成果も生かしていくし、関係省庁とも連携していくし、様々な今日的な課題を幅広く目配りしていくという文脈の中で、今回の博物館関係予算を整えているところをごさいます。是非そういった点をどのようにしていったら誤解なく理解されるのかということは、私自身の宿題として受け止めたく思っているところをごさいます。御指摘いろいろとありがとうございます。

【島谷部会長】 やっぱり同じものを見ても、見る観点が違うというところはあると思いますが、きょうの会議は、予算のところという1ポツの③のところであろうかと思いますが、学芸員養成はどういうふうにやったらいいかということと、現場の人たちの再教育というような、いろんな課題がきょうは出てきたと思います。そういった点を踏まえて、学芸員資格を文化庁としてどういうふうに対応していくかということ、また皆さんと一緒に考えていければと思っております。議論が活発で時間がとても足りない状況にはなりましたが、時間になりましたので、本日の議論は以上とさせていただきます。

最後に、文化庁から議論のまとめと次回に向けた連絡事項等についてお願いいたします。

【佐藤調整官】 本日も長時間ありがとうございました。今、島谷先生からまとめていただきましたけれども、本日学芸員養成に焦点を当てまして、まず、浜田先生から、制度の沿革を含めて学芸員養成の現状と課題、そして提案について御発表いただいて、高田先生からは、主に博物館実習あるいは養成課程の現場からの課題や提案について御発表いただいて議論いただきました。その中で、例えば館の規模も踏まえた上で、コミュニケーション能力も含めて、学芸員として共通に求められる能力・資質と専門性をいかにして育てていくかという論点、また、今の学芸員養成課程が、実態としては博物館理解教育となっていることを踏まえて、今後の在り方をどう考えていくか。関連して、大学院における養成の必要性ということについても話が合ったかと思えます。また、博物館実習につきましては、総じて言えば大学と受け入れる博物館の連携、協力が非常に重要であるということ。また、多数の委員から頂いておりますけれども、若手を含めて現場の学芸員に対する現職研修の拡充、あるいはキャリア形成できるような仕組みをしっかりと考えていくべき。その際、研修に出ている際の支援ということも必要ではないかという話もございました。また、本日学芸員ということでお話いただきましたけれども、館長などを含めて博物館がどうあるべきか、組織全体のことも考えていく必要があるという指摘もございました。

初めに御説明しました学芸員養成に関する調査結果につきましても、年度明けには報告できると思っておりますので、それも参考としていただきつつ、今後また現職の学芸員の方、あ

るいは大学の経営者サイドの方々などを含めてヒアリングなどを行いながら議論を深めていければと考えております。また、最後の方で来年度予算案の内容の紹介、そして、博物館等の文化施設の機能強化を含めた文化観光の推進に関する新たな制度ということで、検討会での議論について報告させていただいたところでございます。その中で頂いた御助言も踏まえ、文化庁として、より現場にしっかりと理解していただけるような、分かりやすい広報を含めて着実に実施してまいりたいと考えております。

なお、次回の会議でございますけれども、3月2日の月曜日14時から16時を予定しております。場所は省内を予定しておりまして、詳細は追ってメール等で御連絡させていただきます。なお、今回の内容としては、第1回の会議でもICOMの報告などを含めて話ございましたけれども、改めて博物館の果たすべき役割、今後の方向性等についてヒアリングなどを含めながら意見交換ということで、今のところ考えております。先生方におかれましては、御多忙のところ恐縮でございますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

事務局からは、以上です。

【島谷部会長】 新年早々お忙しいときに皆さんお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。それでは、第3回の博物館部会をこれで閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —